



玉のひま

一

15
34
2



お祭初第一の巻

此の巻はさうはうしうの巻は玉がつか

にみまうらを聖べりささびふ

神あ菜一

此の巻よおふく道と救おやくはりりぬる成いささく
しうきどや聖まてむもまきかみてかきつつをむくま
原をうちむ月十八日子日なまばより有ておぢあま
まふまがこの巻は名かく地しう決りぬる又そのまうく
あひよらんまうに何ともかきとけまてむま

あまみといのくれ野海のみづまの



○あつりは一

一〇一

後くみどくんじの部、さると

本居宣長

中臣壽詞

大嘗會於中臣壽詞といふ文あり。宇治左大臣頼長公
 の台記の康治元年於大嘗會別記ふ載せしれり。其文。
 現御神止大八嶋國所知食須大倭根子天皇我御
 前仁天神乃壽詞遠称辞定奉止申須高天原仁
 神留坐須皇親神漏岐神漏美乃命遠持天八百萬
 乃神寺遠集倍賜天皇孫尊波高天原仁事始天豊
 葦原乃瑞穂乃國遠安國止平介所知食天都日



嗣乃天都高御座仁御坐天都御膳遠長御膳乃
 遠御膳止千秋乃五百秋仁瑞穂遠平介安介由庭
 仁所知食止事依志奉天降坐之後仁中臣乃遠
 都祖天兒屋根命皇御孫尊乃御前仁奉仕天忍
 雲根神遠天乃二上仁奉上神漏岐神漏美命乃
 前二受給波里申仁皇御孫尊乃御膳都水波宇都志
 國乃水子天都水遠如立奉申遠事教給仁依
 天忍雲根神天乃浮雲仁乘天乃二上仁上坐
 神漏岐神漏美命乃前仁申波天乃玉櫛遠事依奉
 此玉櫛遠刺立互自夕日至朝日照天都詔戸

○五くゆま一

○二

乃太詔刀言遠以豆告礼如此告波麻知波弱菲仁
由都五百篋生出年自其下天乃八井出年此遠持
天都水止所聞食止事依奉支如此奉志任仁
所聞食由庭乃瑞穗遠四國卜部等太兆仁卜事遠
持豆奉仕由悠紀仁近江國野洲主基仁丹波國永
上遠齋定豆物部乃人等酒造兒酒波粉走灰燒薪
採相候稻實公等大嘗會乃齋場仁持齋利參來豆
今年十一月中都卯日仁由志理伊都志理持恐美
恐美清麻波利仁奉仕利月内仁日時遠撰定豆獻
幽紀主基乃黑木白木乃大御酒遠大倭根子天

皇我天都御膳乃長御膳乃遠御膳止汁仁實赤
舟乃穗毛所聞食豆豐明仁明御坐天都神乃壽
詞遠称辞定奉皇神等母千秋五百秋乃相嘗仁
相宇豆乃此奉利堅磐常磐仁齋奉利伊賀志御世
仁榮志女奉利自康治元年始與天地日月共照志
明良御坐事仁本末不頃茂槍乃中執持豆奉仕
中臣祭主正四位上行神祇大副大中臣朝臣清親
壽詞遠称辞定奉止申又申久天皇朝廷仁奉仕
親王等王等諸臣百官人等天下四方國乃百姓諸
諸集侍豆見食倍尊食倍歡食倍聞食倍天皇明庭

○玉のりま

○三

傳るべきの時刻に傳るべし。由都五百とハ同言を傳りていつく。由都ハも
 あらひ五百箇をいつくしと傳るべし。八井ハ神武天皇の孫子に傳
 名小日子八井命又神八井耳命とナリ。此を傳り八井はさし傳りて
 ぬや。如此奉志ハ奉仕上小依字脱し傳るべし。四國ト部ハ大後
 詞の終り。四モ國ト部等と何れどもト部トハ伊豆壹伎對馬乃
 三五ふくばりて知るおとて。何れは必ずり傳りぬのふけりてれば。モ
 字ハ後の人とのさし傳らぬ如く傳りて。かきもいふと四箇國をいつく
 するはさし傳りて。四國を志の三五といふ一とをいつくすはさし傳りて
 ぬ。太兆仁の仁字ハ乃を傳るる傳るべし。奉仕苗の苗字ハ且ち
 ぬ。氷上の下小一本小郡字傳りて。そのふよるば上なる野洲

の下小もその字傳るべき。相候も儀式ハ相仕大嘗祭式ハ共
 作と傳りて。その字を合して。つた仕も候も傳りて。相作あるべし。由
 志理伊都志理々由ハ赤伊都ハ嚴めて共小赤傳るべし。由
 志理ハ赤まりり傳まりりのまりりぬぬき。辭と傳るる。日時遠撰
 定。このつゆも定するる。その傳る。かく申はる。上代ハ。さるる
 撰て定るる。ゆや。さし傳りて。代の詞乃。さし。後までも。サセるる。
 赤丹乃穗仁の毛字ハ。行の後人。此言は。さし傳るる。上小ニ
 仁毛と傳るる。あは。さし傳りて。み。り。ふ。さ。り。加。へ。る。地。を。傳。る。べ。し。
 明御座
 且の且ハ。さし傳りて。止と傳るる。さし傳るる。相嘗ハ。阿比爾。唱
 ぶ。さし傳るる。年倍と傳るる。唱るる。後。さし傳るる。便。さし傳るる。唱。

極殿のありし。又天智紀ふ西安殿。天武紀ふ向安殿。内安殿。外安殿。舊宮安殿。文武紀ふ東安殿。などといふ。みまやまきまぶのこや
 まみち。古きまふ。やまきまきま。ついでがたまきまきま。これ安らけく
 天の下波。えし。終ふ。えし。終ふ。といふ。ちろく。きまきま。し。これバ天
 皇は。ち。ゆき。殿を。バ。皆。やまみち。の。と。し。ち。後。の。お。を
 まど。西行。が。撥。集。あ。ふ。崇徳。天皇。乃。清。陵。ふ。ま。り。て。その。清。の。河
 中。せる。あ。ふ。清。涼。紫。宸。の。る。ふ。や。ま。み。ち。終。ひ。て。百。官。の。い。つ。こ。き
 さ。せ。め。ひ。き。い。つ。る。ハ。い。ま。く。古。き。ま。終。り。し。終。る。べ。し。ま。て。皇
 極。紀。天。武。紀。ふ。大。極。殿。を。お。し。つ。む。む。の。と。訓。天。智。紀。ふ。西。小。殿。を
 何。と。い。ふ。は。こ。あ。の。と。よ。ま。上。り。お。き。る。天。武。紀。の。内。安。殿。を。う

ちのつむむのといふ。何れもやまみちの訓。し。め。む。あ。り。
 傍カタハラふ安カミノと。ま。ま。を。見。て。得。う。て。安。を。ま。ふ。よ。め。る。む。が。し。し。又。か。こ。ハ
 うふ。晏。字。派。出。る。所。も。何。と。い。ふ。ま。の。安。を。ま。ふ。よ。め。る。む。が。し。し。む。が。ん。ね
 して。何。む。と。訓。ふ。し。む。と。て。し。大。極。殿。ハ。第一。の。正。殿。ある。が。あ。ふ。お。う
 やまみち。の。と。い。ふ。を。や。う。て。大。安。殿。と。も。書。れ。る。し。續。紀。ふ。大。極。殿。と
 大安殿。と。ハ。別。あ。る。が。ぬ。く。あ。る。所。も。何。と。い。ふ。む。が。し。し。む。が。ん。ね。こ。と。し。

立回川

古。今。系。統。下。小。神。お。び。の。し。ま。と。て。立。回。川。を。渡。り。て。時。ふ。お。茶。の
 庭。と。い。ふ。所。も。神。お。び。乃。し。ま。と。い。ふ。所。も。秋。あ。れ。む。立。回。河。の。ま。ぬ。こ。ハ
 とい。ふ。此。神。お。び。し。ま。と。い。ふ。城。心。乙。訓。取。り。て。同。系。別。の。ふ。し。清。り。神

お名のまふ神さび乃みもろけきやうづしん三田の川のまのお
いさふと何かいまやくかのち今集のちぞとおよりて大和のいま
まいてかくいよみ合せとありま後々けちぞといさうおん

何ぐこのおれしハ古集のおやあ事

かくう海をほくをねまてゆもく古のちち詞をくわひぬる
かくりむちどが縣居大人よりぞをいゆりたる此大人のまのいま
いおつらざりしほぞの世はま回もあもよ古今集よりこお
ふのまをまりて系集たごいふいとおぞやくむも及むお
りてあふふまあれよまいつき波ひぬるまらうき波はれま
へ又その詞を今のおのがおとてはうあすおぞハはさていひと

及ばざりしあつおる波今ハその古も波おのがりけりて万葉お
このまをよよみりてちちりた文をよきまうきうほくお
あさのほく此うしけきへのつまよあぞ有きる今の人ハ
おのきみづくねまぶとあまをよきとみまけち人乃伊落^{カゲ}り
よらばとつらおり又古事記書記あどの古典^{イニクニヨミ}をうかぶ
おも漢意^{カラユロ}ハゆぞもそれまがりてちちまをぬるたさ
おようべきい波人みまももこのうしけ系集のまへハ
みまもぞつらま集まもくかあまもまもまもまもまも
らまもまもまもまもまもまもまもまもまもまもまも

悠紀主基

大嘗の悠紀主基は主基のる。書紀乃私記也。師説次於
齋忌也。といへる。今に至るまで。人皆此をこのとんは
ゆきと。むがし。かの説も。天武紀の齋忌此云踰既次此
云須岐と。何るによれるゆきと。齋忌と。此字はさか
次を借字にして。比字のさか何るに。左はさべて言ふ。何れ
はさか。字ハ。さか。何るに。借して。さか。次を須岐といへ。家
か。言乃何れきま。に。借して。さか。へるを。そのま。か。書れ。家
か。次のこと。何れ。さか。といふゆき。悠紀と主基とい。何るも
二方全く何れ。さか。して。一も。何れ。の。お。ま。さ。何れ。あ
何れ。さか。次といふ。さか。さか。天武紀の。借字。何れ。こと。

疑ひまき。地を。主基ハ。襖の曾岐。何れ。して。濯。つ。め。こ
何れ。み。ま。身。濯。て。さ。く。と。ま。く。と。何れ。ま。共。何れ
を。曾岐。と。須岐。とい。さ。か。ハ。齋忌。何れ。こ
ま。名。お。して。濯。き。洗。め。さ。く。何れ。さ。か。

水莖水岡

水莖水岡。は。き。さ。み。岡。の。水。何れ。て。地。名
み。は。あ。は。水。何れ。さ。く。何れ。水。何れ。さ。く。人。を。さ
て。或。は。水。何れ。さ。く。の。地。名。と。何れ。さ。く。何れ。さ。く。何れ
き。み。さ。く。何れ。水。何れ。さ。く。何れ。水。何れ。さ。く。何れ。能。智。い

かゝるものぬきいとく。あつた神武天皇より始りて、
代の事どもをば、いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
のつらば、よきことと思ひ。あつた神武天皇より始りて、
の王は、いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
て、いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
西の王のいかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
まゝにして、天地と。いかに記すべし。いかに記すべし。
を、いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
よ、いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
かゝるものぬきいとく。あつた神武天皇より始りて、

嘉隆二年

いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。

儒者

儒者、いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
儒者、いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
儒者、いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
儒者、いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
儒者、いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
儒者、いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
儒者、いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
儒者、いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
儒者、いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。
儒者、いかに記すべし。いかに記すべし。いかに記すべし。

み合せしよれをえくぎて。うけりきまの板を成しおる
ほしきりふおる。

又

美はあまのこどり板と写し本とのよき行へる紙いとびり
まげさると本はえやましくまうりよれとハ。いふもはくこさう
さくも又なごを板よりあつめゆつりき人のふまを本乃
よき行へるまをこえりびとあつめりさうおもいおる。お
り人乃も海へる。えりびともおつめりあつめりさうおもい
板よあつめりまの板もあつめりさうおもい。あつめりさうおもい
まつめりさうおもい。あつめりさうおもい。あつめりさうおもい。あつめりさうおもい。

のりさき他^{アタレニキ}なりしゆりまじとまれどもしやまけえつ
ま。こちまうり本^{ニキ}のりさき。自然のまもハ。大なるえ和
寛永始りさうとやうくお板よあつめり。いつまも本^{ニキ}のり
つやまりまうりして別ふよき本をたてしう。さうおもい。物の用り
もさうまうりさへおる。いともさうおもい。さうおもい。さうおもい。さうおもい。
あまのこどり板と写し本とのよき行へる紙いとびり
まげさると本はえやましくまうりよれとハ。いふもはくこさう
さくも又なごを板よりあつめゆつりき人のふまを本乃
よき行へるまをこえりびとあつめりさうおもいおる。お
り人乃も海へる。えりびともおつめりあつめりさうおもい
板よあつめりまの板もあつめりさうおもい。あつめりさうおもい
まつめりさうおもい。あつめりさうおもい。あつめりさうおもい。あつめりさうおもい。

—こむそふさぎきまじりして。おまゝほふ金くよに本
まいつまねふのそねりゆくもろとちまばもまひあ〜くまの
こととまふなり〜は書か。扱ふありかゝぬり〜まじりまじり。
海ふ貞親儀式西官記北山抄まじり〜そのふらもい〜
のまじり〜に書ぞとの。ねや写本のまじり〜つらまきハい〜
みろ〜ふあり〜。そふむろ〜ねまねほ〜まじり〜。まじりの記録
ぬ〜まじり〜。つぎ〜ぬあ〜まわ〜。今のそ大ら〜らねどあも。
どのがんお古書海〜ろ〜ねあ〜まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。
まじり〜。つらまき〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。
まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。
まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。

〜お古書海を〜ぬあ〜まじり〜。つらまき〜。まじり〜。まじり〜。
まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。
まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。
まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。
まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。
まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。
まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。
まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。
まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。
まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。
まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。
まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。まじり〜。

うらぐいしむ人なはくやきく借して見せし
写させしとて書おちくせまひくまらぬまじ人をも見せ
おののきむり見てはくくむくはまきいんくむきうぬく
おまきぶ人乃くまじれししむいんくえがたぬまき
くむらうくくまきまきいんくやこくふくくそのおどまて
らあせしせあはく人よらふおくまりむむししはしめ
そのおちくむおくむくくくくくくくくくくくくくく
さかひよりかきくくくくくくくくくくくくくくくく
又人の命ハふえくおくくくくくくくくくくくくくく
ひ後うとくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

まへく人の書をかりくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
お人よかりくくくくくくくくくくくくくくくくく
おく書はくくくくくくくくくくくくくくくくくく
ておまきくくくくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
おきりのぞかきくくくくくくくくくくくくくくく

中法門室亂つての記

中河門後方池之宣亂之記亦いよく。文明十二年正月一日至小朝拜元三御藥。乱中至。于今十餘年停止。節會諸社祭諸公事。悉以十餘年停止。まゝいよく。同十日。室町殿。年始參賀。毎年式日也。云攝家清花。乱前。悉乘車也。今悉板輿也。不可說之。為躰末世至極無力者歟。まゝいよく。二月廿一日。今日春日祭也。乱中。乱後諸社祭悉停止。雖然於此祭者。為寺門。上卿并諸司等致下行。毎年兩度。于今無懈怠。まゝいよく。三月廿六日。今日縣召。除月初夜也。乱中一箇度文明七被行。今度依宰相中將殿御昇進。為武家被申行者。

也。公卿殿上人悉被付付少分之訪。但用脚未到之間。各可下為半分云々。関白五千足。但半減執筆二千足。其外。公卿殿上人各三百足。但半分也惣用三万足云々。いよく。足く可ハ多ク後ニ又いよく。同四月十五日。依召參内。風雅集可書進之由。以民部卿忠富中將被仰下。御本料紙帖十六被下之。まゝいよく。九月二日。參内云々。唐鏡有二校合一。まゝいよく。十月三日。今日禪閣參内。被談申。江次第云リ。同十日。為二新関停廢一。土一揆蜂起。塞キ通路。北白川。边集會。燒拂。関所。号内裏修理料。乱後七口所。所被立二新関也一。武家自用之外。於修理者不及沙汰。

本外^レ云々ハ答。どなりといりるどいふべきさうあるぬか
らふその候字^レつけ分ち。今なり。語を畧^レきさうあるなり
かき^レハ。候字^レ附^レむ。そのなりてえべし。

吉田兼俱^レ日本紀侍談義の事

同^レ記ふい^レく。文明十二年十月廿一日。今日於^レ禁裏
日本紀御談義兼俱卿申^レ之。云々。頃^レ之兼俱卿參^レ先^レ有
御談義。日本紀次於^レ黒戸有御談義。西面上壇主上
御座。南次壇中程兼俱卿候。北日本紀草紙置小机
上讀^レ申^レ之。先兼俱卿參^レ之。後聽衆參進。の^レ名畧^レり也。等
同間^レ在^レ右相分^レ參候。殿上人^{名^レ畧^レり}等在下壇也。自^レ御

前不見^レ所也。直垂象於^レ西小庭聽聞。兼俱卿候所
事兼而可^レ為^レ簀子之由被^レ定^レ之。以列申^レ所存^レ之間。
臨期被^レ改者也。今日端^レ四五行可^レ申^レ分^レ致^レ文字讀^レ之
也。不慮^レ經^レ刻^レ之間。日本書紀卷第一神代上。此十字
許^レ申^レ之。ま^レ同十一月廿六日。今日日本紀御談義
也。劔段也。先中臣被^レ御傳受。他人不聞^レ之。ま^レ十二
月十四日。今日日本紀講尺結願也。云^レ就^レ神秘御傳
授。今日被^レ仰^レ賞^レ。從^レ二^位。ま^レい^レく。文龜二年正月十七日。
參^レ挑華坊。日本紀^{神代}下卷談義也。侍從二位兼俱卿申^レ
之。同^レ廿日。參^レ一條殿。日本紀談義。今日終^レ功。下^レ三^卷以

度神道事等多以申之。あぐろり。そのうと兼俱。つる日。
本紀を講べし。あぐろり。あぐろり。あぐろり。あぐろり。

三社の託宣とつらぬ

同記ふい。文亀二年二月十日。侍從二位兼俱所望。

之三社。託宣。并天神名号。以上今日書之。遣之。

同十七日。三社。託宣一幅。兼永朝臣所望書之。

神拜口傳とつらぬ

同記云。文明十二年十二月二日。參詣吉田社。兼俱

卿宿取咫尺之間。立寄賀日本紀御談義。參事對面

相語云。神拜口傳事。諸家競有御尋。然此六七十

以來一向無被問事。諸家無敬神。欵云。余敬神異

于他。以來次可授云。則口傳之。三日遣狀於吉田

神主。昨日面談。為千載一遇候。殊神拜御口傳事。深

秘。心中候。恩許不知手足之舞踏候。欣悅之餘。重可

參申之處。進々先獻短章候。何様連々神道事。可仰

御指南候。恐々謹言。宣胤十二月三日吉田殿。

秋の御會々々々々々文

甘露寺権大納言元長卿記云。永正五年正月十四日。

和哥御會書迴文。以釜殿遣之。鷺有慶音。右御題。來

十九日可有披講。可下令。豫參給由。被仰下候也。正月

おしきくはたかたふまういかにかきつるものよみあせしむかき
のむがあらうはるかに

かきつる

漢意といは漢書はふくまほまかのまをふかまのまはりよま
らげ大くまは人乃善の事は善悪是非を備ひ物の理をま
まつかまうひまべくみる漢籍乃読るまといふしまはかきつる
まうまう人のまはまはりま書くつまお一つもふくま
おき者までもはどくまかきつるまはまね人をま
ふまはりまべく読るまま何れまも漢書はふくま
くまはりまおまのまはひま年まもつらりぬまはふのづら

のま申おゆまうまう人のふら座りまみつまうつ
地もおまうあふまかきつるまはりま思ひこまはかきつる
おらりま當然理しと申まもまはりま漢書はふくま
らひまかきつるまはりま人のふままもかつまもあまはりま
善悪を惟り二つおまは別お漢書といふまはりままはりま
と申まも一まはりまはりまのやうまはりまおまもやまかきつる
おまはりまかきつるまはりまのまはりまおまもやまかきつる
いづまはりまおまはりまはりまのまはりまおまもやまかきつる
みまはりまおまはりまはりまのまはりまおまもやまかきつる
ていづまはりまおまはりまはりまのまはりまおまもやまかきつる

有_レ愍_レ懃_レ之旨云。十九日云。巷說云。關東飛脚。此申。剋
許_レ著_レ武家云。以此由。且申。一條殿云。依是京中物念
云。抑此夏。關東計申之條。雖知末世之至。極可悲。可
悲。十善帝位之運。更非凡夫愚賤之所思。而依令。順
時儀。給_レ欵。一旦雖被仰合。愍以凡卑之下。愚計立。帝
位之條。未曾有事也。我朝者神國也。不似異域之風。
自茲天地開之後。國常立尊。以降皆先主令。計立給。
至不慮之事者。非此限。至光仁光孝二代。群臣議定
欵。然而其趣。偏為安天下也。今非群議。以異域蠻類
之身。計申此事之條。宗廟之冥慮如何。不可恐。

まゝいそ。寛元三年二月十日云。神事與行事。祈年
祈年。穀月次。祭已下。諸社祭禮等。皆可起行之儀
者。先幣物。裏物。庭積等。於今者無實也。皆悉可有。尋
沙汰。而件事等。臨未代難治欵。可守式數者。其物今
者多。以無實也。仍文治意見。光長卿議定言。無實物
等。可被定其代物。可被立新式欵云。此議可然之由
有沙汰。於記錄所被定之。然而終無施行。建曆末建
保初。又及此沙汰。已雖被定其奉行等。人數終又無
施行。近者仁治。此沙汰。子細同前云。有封之神夏。
於今者封戶無實云。まゝいそ。同年三月八日被。

行、小除目、中務丞清原行真云、中務丞名字、真行者、後
白河院御法名也。如何云、職事云、上卿執筆等不存
知、欵又執柄無御覺悟、欵不審々々、後聞、經數日、此
沙汰出来、追被改云。

四條天皇御謚の事

同記云、仁治三年正月十九日、先帝御謚号之夏、群
臣議定、或申、四條院、或申、後六條院、或申、五條院、或
申、後鳥羽院云々、四條者可被移御喪所、於右大將
亭、三條西四町之内也、可有其寄欵云、日後鳥羽天皇御謚乃々々

同記云、同年六月廿六日、今日殿下御物語云、顯
德院謚号、可被改、可奉号、後鳥羽云、此事、前、内府申
行、欵、案、此事、我朝無例、欵、漢朝者、一兩度相存之由、
大府卿申之、又御改名之儀、太、不得其心、何故云、不
叶、冥慮者、又如何、
順德天皇の御事
同記云、同年十月六日、早且、或者来告云、佐渡院去
月十二日崩逝云、去夜飛脚到来、八日、遠所御使、今
日到着云、十三日、有御喪礼事云、十日、云、彼御腦、太
非、大事云、只、都不聞、食供御、涉、數日、九月九日、可、終

御命之由。兼有御祈請云。人不知之。追案得其事云。而件日猶不叶。及十二日也。御歸京。夏思食絶之故。云就之存命太無益之由。有叡慮云。燒燒石。偷令宛御蚊觸之上。給人不知之欵。二箇日如此之間。小物御増次第。御身躰弱。令成給。兩左衛門大夫康光盛実。御臨終已前。出家著法衣。祇候御前。相互令唱高声念佛給。如眠御氣絶云。女房右衛門督別當局已下。八人出家。十三日御喪礼。兼皆被仰置云。十一月一日。今日佐渡院御中陰已滿。四十九日也。於遠所無御佛事。京都又同前。御骨入洛之後。可被行云。

是御遺誠也。然而非可待其事。懇志之餘。自去月廿二日始修萬遍念佛。家中輩結番。昼夜修之。其外不滿彼數。仍猶到百日可修也。雖未滿數。今日且可結願。又可奉供養佛經。御佛圖繪阿弥陀如来像也。裏押宸筆。件宸筆當初御在位時。經妙華經一部。摺寫之。件料紙遠所之後。女房奉書已下。取具漉反古色紙用之。云此上紺紙金字阿弥陀經一卷。別供養之。件經料紙又宸筆也。猶為奉見其字。淺色漆之。以字方為裏去。八月最後御音信續。奥枚。日来手自各寫之也。

同記云、仁治三年二月廿六日、今夜左大臣殿令除
四條院御服給、於川原可令除給之處、御蚊觸事
出来、雖有御減、忽御河原之條、如何之由、醫師計申
間、只出御門外也、召吉服御直衣、駕御車出門外、向
吉方、令除給也、政所献、先日御帶、先是召吉服御裳
束、令駕御車給、其後献御帶、傳献之人、不召之一結
ニテ給之、或說除服之時、又不召、鈍色御直衣一襲、
置陰陽師前、御車向吉方、立榻、次修禊、次家司兼教、
朝臣傳献、大麻、便撤御贖物、陰陽師切、御帶遣河原
流、弃也。

天皇礼服御冠如左

同記云、仁治三年三月十日、御即位、礼服御覽、去八
日也、而御冠破損、無實、今日内々猶可有沙汰、御
冠堅固、無實、金銅珠玉之類者、先年為盜人被盜取、
欵一切不見、只御冠羅少々許相殘、又珠玉少分落
殘、不及其正、躰之由、云仍申其由、此上難治事也、東
大寺宝藏、天子御冠二額相殘、欵若可摸者、可被召
出哉、幸序久隔、慥不觉悟、然而大旨者相似、欵之由
所覺也、但佐保朝廷、聖武礼冠、因納御冠之納物、
欵同被下之間、於燈下見之、一トモ不觉悟之由所

漢籍カラブミをよむ。うねつ。おおとね。修のまきハ。い。か。家
 く。よ。よ。事つ。ま。た。右。修。あ。が。後。お。修。便。又。く。が。こ。こ
 修。日。を。の。ま。く。と。よ。む。の。こ。ま。く。は。修。便。又。の。こ。を
 く。せ。り。者。べ。く。ち。さ。ふ。も。ま。ま。を。く。ふ。た。い。ふ。あ。ふ。家。祭。の。あ。ふ。
 の。こ。ま。く。の。ま。く。た。よ。ま。れ。を。お。り。故。を。か。が。ゆ。え。あ。と。よ
 じ。ハ。か。修。が。ゆ。え。あ。ふ。修。か。ま。一。つ。あ。ふ。く。こ。こ。ハ。修。便。と。い。ふ。又
 ち。つ。じ。然。而。を。ま。く。し。た。と。よ。む。ま。ま。を。く。し。て。ふ。く。を。修。し。て
 して。八。日。を。や。う。う。女。房。を。ふ。く。う。う。と。い。ふ。修。便。是。以。を。こ。こ。を
 と。と。と。よ。む。ま。ま。を。く。し。て。ま。く。と。よ。む。ま。ま。を。く。し。て。ふ。く。を。修。し。て
 して。こ。こ。を。ま。く。と。よ。む。ま。ま。を。く。し。て。ま。く。と。よ。む。ま。ま。を。く。し。て。ふ。く。を。修。し。て

て。と。よ。む。ま。ま。を。く。し。て。ま。く。と。よ。む。ま。ま。を。く。し。て。ふ。く。を。修。し。て
 かく。以。を。か。ん。し。う。と。よ。む。ハ。お。り。し。え。う。ふ。と。し。う。く。垂。を。あ
 ん。ま。ん。と。よ。む。ま。ま。を。く。し。て。ま。く。と。よ。む。ま。ま。を。く。し。て。ふ。く。を。修。し。て
 して。と。よ。む。ま。ま。を。く。し。て。ま。く。と。よ。む。ま。ま。を。く。し。て。ふ。く。を。修。し。て
 かく。ん。の。と。よ。む。ハ。う。う。り。た。く。親。を。あ。く。し。ん。と。重。を。お。と。ん
 じ。賤。を。い。や。し。ん。と。よ。む。ま。ま。を。く。し。て。ま。く。と。よ。む。ま。ま。を。く。し。て。ふ。く。を。修。し。て
 いか。し。ん。と。よ。む。ま。ま。を。く。し。て。ま。く。と。よ。む。ま。ま。を。く。し。て。ふ。く。を。修。し。て
 して。と。よ。む。ま。ま。を。く。し。て。ま。く。と。よ。む。ま。ま。を。く。し。て。ふ。く。を。修。し。て
 の。修。あ。ふ。ん。を。修。し。て。ま。ま。を。く。し。て。ま。ま。を。く。し。て。ふ。く。を。修。し。て
 とい。お。修。も。同。じ。修。を。あ。ん。と。成。を。な。を。お。ん。な。早。日。な。を。を。い。ん

言はこゝろふ事河ふらぬしむ事おもやぬりあゝむ光のま
へしつとぬ事人を昔と思つじむむじむ事おもべし。

かゝるゝのよき歌

を蒙おふ。つる人少ゆふまゝで。東行南行雲眺く。二月三
月日遅く。つと詩を詠どるふ。さうもまどろくと。さあか
るふおゆきか。らまふゆきと。ささるべし。きまゝのさやよ
ひ。ロウロク。と。さ。詠どと。傳へて。さ。と。ら。り。む。り。
る詩を。色。ら。ぬ。り。く。ハ。か。く。ま。ぬ。お。こ。も。よ。み。ら。げ。き。を。詠。む。
い。さ。う。ぬ。り。い。あ。い。さ。づ。て。か。く。ぬ。け。は。ま。じ。も。と。よ。ま。る。く。ぬ。り
る。か。ま。ら。ふ。よ。め。る。ハ。や。あ。る。ハ。ゆ。め。く。か。り。ー。が。あ。じ。ゆ。を。今

まかへぬおぬりて。あての河も。を。國。を。より。ハ。字。考。ね。と。り
後。に。に。て。ふ。し。書。よ。む。お。り。と。あ。り。か。ぎ。り。ハ。字。考。に。ま。む。と
す。に。と。さ。ぬ。ハ。か。く。ぬ。ま。あ。び。乃。と。あ。り。ハ。字。考。ふ。ま。む。と
よ。ぬ。し。き。ぬ。も。つ。と。さ。が。り。。

古々集れきもの

古々集乃古々。と。先。の。せ。と。ハ。い。ら。く。ほ。と。ぬ。し。と。ま。り
ホ。あ。り。か。と。人。を。う。く。み。じ。と。い。つ。と。上。下。に。あ。ひ。つ。づ。く。と。ぬ
と。し。此。三。句。の。ま。き。て。よ。き。ん。又。一。う。と。ぬ。ら。ち。お。思。つ。け。河。を。つ
ま。て。い。く。耳。か。ー。ぬ。し。ま。中。か。ま。き。ま。び。ま。び。く。と。ぬ。と。い。つ。と
と。二。所。お。ま。り。て。つ。と。い。う。ふ。さ。や。と。ぬ。と。い。つ。と。い。お。句。ハ。後。へ。う。つ。あ

かゝる官神事と喪事とをかねぬ

周礼といふ書に及ばず大祝小祝の官ありて神祇祭
祠の事ありて又喪事ありて又掌儀ありて又
舞を司る者ありて又浄きと穢きとの別ありて又
衣を司る者ありて又繻を司る者ありて又
繻を司る者ありて又繻を司る者ありて又

後京極殿の御衣

ふむる衣の御衣は法京極殿の御衣なりて
衣を司る者ありて又衣を司る者ありて又
衣を司る者ありて又衣を司る者ありて又
衣を司る者ありて又衣を司る者ありて又
衣を司る者ありて又衣を司る者ありて又

静をきくて舞りせしむ

文治二年四月八日二品養正の臺所鶴屋宮にありて
静をきくて舞りせしむて舞曲を施すなりて
静をきくて舞りせしむて舞曲を施すなりて
静をきくて舞りせしむて舞曲を施すなりて
静をきくて舞りせしむて舞曲を施すなりて
静をきくて舞りせしむて舞曲を施すなりて
静をきくて舞りせしむて舞曲を施すなりて
静をきくて舞りせしむて舞曲を施すなりて
静をきくて舞りせしむて舞曲を施すなりて
静をきくて舞りせしむて舞曲を施すなりて

関合さるるを悔ふに及達の義理をこころひ別曲をいふ事
奇怪しき事なり。江あかりの事、小治政を、貞烈の心づき
を感ずる事なり。二羽の心づき事なり。こころひつらりて。
簾中より印を、さしおこして。纏頭せしむる事。
上の件ハ東鑑ふりし事。

同卿の旗

同書云。文治五年六月廿四日。奥州、泰衡、日來、隱容
與州科己、軼叛逆也。仍為征之。可令發向給之間。御
旗一流。可調進之由。被仰常胤給者。朝政依召獻之。
同七月八日。千葉介常胤獻新調御旗。其長任入道

將軍家

義頼

御旗寸法。一丈二尺二幅也。又有白糸縫

物。上方伊勢大神宮八幡大菩薩云々。下縫鳩二羽

對相云々。

同卿二羽莊を建礼門院ル事

同書云。文治三年二月一日。二品以没官領内二箇
所。可被避于建礼門院之由。有其沙汰。是攝津國真
井嶋屋兩庄也。元者八條前。内府知行云々。依被訪
申彼御函柄也。

五十日百日イカモカ

同書云。十一月廿九日。新誕若君五十日百日儀也。

といふて何ぞ。若君とハ実物云といふ。此君ハ、十年は八月九日
お生まれ多して、十一月廿九日ハ百十日おつとせり。今の世ハ、是乃
生れて百十日をいふハ、むくはいつり、はねるべし。まを五十
日ハ百日とハ別あり。おのゝそのつとせり。日おいとて、とつり
を、くお一度のふいつハ、そのまを、百十日おつとせり。日ハ一
を、おいと、つとせり。はねるべし。おとせり。

むくハ、後まゝおつとせり。

おまゝ書小。上品ハ八丈給六匹。代百丈。文各廿。紺布二
反。無代四文とつとせり。むくハ、後のいゝゝまゝなつとせり。不
ど、これより、つとせり。又、おまゝ。工藤、庄司、景光、著、佐、興、美、

水子といふとる。今、おまゝ。布お細目といふが、つとせり。は、け、さ、ら、み
の、能、ま、る、ふ、あ、ら、べ、し。

実名御ふぶをなめしとせり。

何ぞおまゝ。平政子が、おまゝ。謙を、と、倍小。源氏等、者、幕下
之一族。北條者、我、親戚也。仍、先人、頻、被、施、芳、情。常、令、
招、座右、給、而、今、於、彼、輩、等、無、優、賞、剩、皆、令、喚、実、名、給、
之、間、各、以、貽、恨、之、由、有、其、聞、と、つり。人、乃、実、名、を、よ、が
おとせり。おまゝ。と、つり。おまゝ。と、つり。おまゝ。と、つり。

年、おまゝ。病を、歡樂、と、つり。

同書云、兼元二年正月十二日云、依將軍家御歡樂。

宗室親王の北の方御湯島所と申す事

日向書ふかまうくは宗尊親王の北の方御湯島所と記せ
た。そのうらまがやうくは。湯島所といふは。皇女をう
らまひ給ふ女御更衣をいふ事なり。親王の北の方をい
はせり。いづれ。轉り来たる様よりかし。又東京の妃をい
ふ所と申す。いづれ。後世に記す事なり。

北條朝御湯島所の事
天保三十四年十一月廿二日北條朝御湯島所
天保三十四年十一月廿二日北條朝御湯島所
天保三十四年十一月廿二日北條朝御湯島所

